

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

静地機第 50-K6-1 号
令和 8 年 1 月 8 日

静岡地方税滞納整理機構
広域連合長 鈴木 康友

標記のことについて、下記のとおり差押え財産の公売をしますので、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条および第99条の規定により、公告します。

公 売 財 産	売却区分 番 号	名称、性質、所在、地上権等の内容、その他	数 量	公売保証金	見 積 価 額
				円	円
		別 紙 の と お り			
公 売 の 方 法 日 時	せり売り	インターネット公売による期間せり売り			
	参加申込期間	令和 8 年 1 月 8 日	午 ^前	1 時 00 分	から
		令和 8 年 1 月 26 日	午 ^前	11 時 00 分	まで
	入札期間	令和 8 年 2 月 2 日	午 ^前	1 時 00 分	から
		令和 8 年 2 月 4 日	午 ^前	11 時 00 分	まで
開 札	令和 8 年 2 月 5 日	午 ^前	10 時 00 分		
公 売 場 所	KSI官公庁オークション URL https://kankocho.jp/gov/6066196818/?p=au				
最高価申込者の決定日時	令和 8 年 2 月 5 日	午 ^前	10 時 00 分		
売却決定日時	令和 8 年 2 月 5 日	午 ^前	10 時 00 分		
売却決定場所	静岡地方税滞納整理機構				
買受代金納付期限	令和 8 年 2 月 12 日	午 ^前	2 時 30 分		
買受人についての 資格その他の要件	インターネット公売システム上に掲載する静岡地方税滞納整理機構 インターネット公売ガイドラインのとおり				
そ の 他	別紙（その他の公売条件）のとおり				
備 考	配当を受ける者の権利の申出について				
	この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、 先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定日の前日までに債権現在額申立 書により、その内容を静岡地方税滞納整理機構広域連合長に申し出て下さい。				
	なお、債権現在額申立書の用紙は当機構に用意してあります。				

そ の 他 の 公 売 条 件

- 1 公売財産のせり売りによる公売で、入札をしようとする者は、公売参加申込期間に所定の公売参加申込手続が必要です。
- 2 公売保証金の納付後でなければ、入札することはできません。
- 3 入札は、入札期間中であれば何回でも可能です。ただし、公売システム上の「現在価額」又は一度「入札価額」欄に入力した金額を下回る金額を「入札価額」欄に入力することはできません。一度行った入札は、入札者の都合による取消しや変更はできません。
- 4 見積価額以上の入札者のうち、最高価額で入札した者を最高価申込者と決定し、落札価額をもって売却決定を行います。なお、インターネット上での最高価申込者決定時においては、紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システム（以下、「KSI官公庁オークション」といいます）のログインIDに紐づく会員識別番号を最高価申込者氏名とみなします。
- 5 最高価申込者の決定前に公売財産に係る滞納金額の完納の事実が確認されたとき、その他必要と認められるときは、公売を中止します。
- 6 二人以上が同額の入札価額（上限）を入札した場合、先に入札した人を最高価申込者として決定します。
- 7 買受代金の納付前に公売財産に係る滞納金額の完納の事実が確認されたとき、又は買受代金納付後であっても取り消すべき重大な事由があるときは、売却決定を取り消します。
- 8 買受代金を買受代金納付期限までに納付しないときは、売却決定を取り消します。この場合、公売保証金は静岡地方税滞納整理機構に帰属します。
- 9 公売財産の公売に伴う危険負担の移転の時期は、当該財産の買受代金の納付があったときとします。なお、許可又は承認を必要とする財産はそれを得たときになります。また、公売財産は、買受代金納付時点の現況有姿により引き渡します。
- 10 静岡地方税滞納整理機構は、公売財産の種類又は品質に関する契約不適合責任を負いません。
- 11 KSI官公庁オークション等の不具合等により公売を中止することがあります。
- 12 入札者に関わる情報等が第三者に知られ若しくは不正に使用される等により損害を受けた場合、静岡地方税滞納整理機構は何ら補償しません。
- 13 公売参加申込期間及び入札期間には、KSI官公庁オークションのシステムメンテナンス等の期間を含みません。

【公売財産別紙】

1 売却区分番号	第 0722J001 号
2 見積価額（最低公売価格）	金 91,000 円
3 公売保証金	金 10,000 円
4 財産の表示	普通自動車 トヨタ エスティマ
5 内 容	車 両 番 号：富士山 303 ち ○○○○ 登 録 年 月 日：令和 6 年 7 月 9 日 初 度 登 録 年 月：平成 21 年 6 月 自 動 車 種 別：普通 用 途：乗用 自家用・事業用の別：自家用 車 体 の 形 状：ステーションワゴン 車 名：トヨタ 型 式：DBA-ACR50W 乗 車 定 員：7 人 車 両 重 量：1750 kg 車 両 総 重 量：2135 kg 車 台 番 号：ACR50-009○○○○ 型 式 指 定 番 号：15270 類 別 区 分 番 号：0578 原 動 機 の 型 式：2AZ 長 さ：479 cm 幅 ：182 cm 高 さ：173 cm 総 排 気 量：2.36L 燃 料 の 種 類：ガソリン 前 前 軸 重：1020 kg 後 後 軸 重：730 kg 自動車検査証有効期限：令和 9 年 4 月 24 日 走 行 距 離：146,646 km（令和 7 年 11 月 26 日現在走行メーター確認） 引 渡 時 保 管 場 所：静岡地方税滞納整理機構 駐車場 （藤枝市田沼 3 丁目 20 番 20 号）

6 財産の状況

- ・車体の色はブラック、CVT 車、右ハンドル。
- ・令和 7 年 11 月 26 日まで使用。
- ・エンジン始動確認。
- ・装着タイヤは溝あり、走行可能な状態。
- ・車両全体に使用及び経年によるキズ・ヘコミ・サビ・汚れ等あり

7 引渡条件

- ・車両及び装置は買受代金納付時の現況有姿により引き渡します。
- ・〈期間〉令和8年2月5日（売却決定日）から同年2月20日まで ※土日祝日を除く
- ・〈時間〉9時から16時まで
- ・〈引渡場所〉静岡地方税滞納整理機構 駐車場（藤枝市田沼3丁目20番20号）
- ・搬出手続きは全て買受人で行い、費用も買受人において負担してください。
- ・直接引き取りが原則ですが、運送業者による引き取りも可能です。なお、静岡地方税滞納整理機構が搬出等の手配を代行することはありません。
- ・令和8年2月20日以降の引渡しの場合は、別途保管料・移送料等の費用を負担していただき、引渡場所が変更になる場合があります。
- ・令和8年2月20日までに所有権移転登録（名義変更）をお願いします。これらの手続きに係る費用は全て買受人の負担となります。詳細（提出書類や費用等）は、管轄の運輸支局へお問合せください。

8 その他

- ・自動車検査証あり（有効期限/令和9年4月24日）
- ・自動車損害賠償責任保険証明書あり（有効期限/令和9年5月14日）
- ・リサイクル料金預託済み（預託証明書あり）
- ・ETC 車載器あり（動作未確認）
- ・純正カーナビあり
- ・キー1個あり

9 注意事項

- ・上記事項は、静岡地方税滞納整理機構職員が目視・操作等により確認できた事項のみであり、エンジン状態等の専門的な知識を要する事項や汚れ、キズ等の事項を含め、正確な内容を保証するものではなく、車両状況全ては確認していません。
- ・下見会はいませんが、下見を御希望の方は御連絡ください。（担当：徴収第2課 054-639-5244）
- ・買受人は売却決定後、買受代金納付時に公売財産を取得します。これにより危険負担も買受人に移転します。その後に発生した財産の破損等による損害の負担は買受人が負うことになります。
- ・画像はデジタルカメラによる撮影のため、御使用のパソコンの環境などによって色調が実物と異なる場合があります。
- ・適格請求書（インボイス）は交付できません。
- ・落札後はいかなる場合でも、返金・返品・交換はできませんので、御了承ください。

以下余白











